地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（航空管制運航情報官） **第六十二条**　（略） （削る）	（航空管制運航情報官） **第六十二条**　（略） 2　八尾空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　航空機の運航の監督に関すること（航空管制官の所掌に属するものを除く。）。 二　航空機の航行の方法に関すること。 三　遭難航空機の捜索及び救助に関すること（総務課及び管理課の所掌に属するものを除く。）。 四　航空情報（電話による航空情報を除く。）に関すること。 五　管制情報処理システムによる国内航空通信の実施に関すること。 六　運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。 3　八尾空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　航空機の運航の監督に関すること（航空管制官の所掌に属するものを除く。）。 二　航空機の航行の方法に関すること。 三　遭難航空機の捜索及び救助に関すること（総務課及び管理課の所掌に属するものを除く。）。 四　航空情報（電話による航空情報を除く。）に関すること。 五　管制情報処理システムによる国内航空通信の実施に関すること。 六　運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。
2　丘珠空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所及び高知空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略）	3　丘珠空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所及び徳島空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略）
（新設）	4　八尾空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 5　（略） 6　松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び第四項に規定するもののほか、関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 7～10　（略）
4　八尾空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 5　（略） 6　松山空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第三項及び第四項に規定するもののほか、関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第三項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 7～10　（略）	（新設）

附　則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

○国土交通省令第百七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二十八条の三の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之